

総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和4年12月7日

(開会宣言 午前9:56)

委員長

それでは、定刻より少し早いですけれども、総務文教常任委員会を始めたいと思います。

(挨拶)

それでは、議長挨拶をお願いします。

議長

(挨拶)

委員長

町長、挨拶をお願いします。

町長

(挨拶)

委員長

本日は委員全員が出席されております。また、議長にも同席いただいておりますし、説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、住民環境課長及び総務課課長補佐の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る11月30日、本委員会に付託されました議案について審議に入ります。

付託議案は会議次第に記載されているとおり、議案第84号から議案第89号の6議案で、議案の説明については、11月30日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議がないようですから、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。なお質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いします。

それでは、議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

3ページの条例要綱のところ、美浜町手数料条例のところなんですけども、戸籍謄本とか抄本以外の部分は300円から150円にコンビニ交付の場合、半額になるわけなんですけども、それがこの条例が施行される令和5年2月1日から令和7年3月31日までは半額になるのかなというふうに思うんですけども、その期間というのが外れた場合はまた元に戻るんでしょうか、これは。

住民環境課長 今回の手数料条例の改正におきまして減額させていただいておりますのは特例措置でございます、この3年間の間、コンビニ交付というものに対しての皆さんの利便性の確認であるとか、実感であるとか、そういうところをしていただいて、それを促進するためという特例の措置でございますので、その時期が終わりますと元に戻るといようなものでございます。

委員長 河本委員。

河本委員 特例措置については国の予算で行えるわけですか、その辺はどうでしょうか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 直接の国の補助金であったり、交付金というものはございませんが、この分については特別交付税の措置がございまして、定期の2分の1が充当できるというものでありますので、そういったものに対応する手続でございます。

委員長 河本委員。

河本委員 費用も安くなるし、こういう制度が始まって、利便性を高めるために行われるんだらうけども、一方で、コンビニで手軽にできるということから、マイナンバーカードを忘れたりとか、そういったことも生じてくるんじゃないかなというふうに思います。

また、マルチコピー機なんか通信障害とか、起こした場合のそういった責任というのがどこにかかってくるのかなというふうにちょっと考えるわけですけども、こういったことというのは町のほうにかかってくるのか、それとも国の機関のほうに責任がかかってくるのか、その辺はいかがでしょうか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 一義的に機器の不良によってそういったものが起こった場合には、地方公共団体情報システム機構と呼ばれるそういった管理法人のほうで対応するという形であると考えております。

委員長 よろしいですか。

副委員長。

副委員長 今の内容の金額のことなんですけど、自治体が自治体DXとしてマイナンバーをやっていこうとしています。その中で2年間の、当分の間という言葉がよく出てくるんですけど、2年間のことで30

0円を150円に半額にしてやると。後は戻すということなんですけど、1人、個人がコンビニへ行って、手続きをしたら150円が出てくるというような金額は相当な、適当な普通の金額だと思うんですけど、それを窓口手数料と同じ金額に戻すという考え方がよく分からないのですね。窓口は人間がいて、いろいろな手続きをして、代わりにやってもらってもらうと。でも、コンビニは自分で全部やって半額にするという話だと思うんですけど、何で元に戻すかというのは、国からとか、町はどんな考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長
住民環境課長

住民環境課長。

今、窓口のほうで300円ということで、それが基準といいますか、そういった形で手数料条例でもなっております、町のほうでも適切な手数料額ということでやっております。

コンビニ交付のことにつきましては、やはりマイナンバーカードの利用促進であったり、今後のDXの進展、推進に向けた特例措置という形で減額をさせているというものでございますので、今の現在の額は、300円という額は適正な額でさせていただいていると考えておりますので、この特例措置の趣旨をどうか御理解いただいて、元に戻るということについてもちょっと御理解をいただきたいなと思うんですが、ただ、検証期間でもございますので、今後3年間の間にDX等々、町のほうのシステムも更新なり、そういったこともございますので、今300円となっている手数料条例の額が適正かどうかということも今後検討もしていくということも含めてこの特例期間のうちにしっかり検討してまいりたいと思います。

委員長
副委員長

副委員長。

よく分かりました。でも、意見として、今一定やっている自治体DXの推進というのは、国民であれ、美浜町の町民であれ、よりよい生活になるということを前向きに取り組んでいくことだと思いますので、金額を一定にしてでも個人に任せても金額は同じやということの考え方自体がおかしいんじゃないかという国に対しての提言はしてもらいたいと思いますので、意見として言うておきます。

委員長
竹仲委員

竹仲委員。

コンビニに対しての手数料はないんですか、業務をしてもらうと

いう、お金を払わなくてゼロ円でいけるんですか。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 こちら全て先ほど申し上げた J-L I S を通して委託料等を払っておりますので、直接的な支払いというのは今回はございません。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 今、J 何とかというところに払っているというのは、それはどこに払っていますか。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 国と地方公共団体で管理しております、地方公共団体情報システム機構というものが今回のマイナンバーカードなど、公的認証サービス、また、こういった住民基本台帳のオンライン関係、そういったものを管理している法人となりますので、そちらのほうへの支払いとなります。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 ですから、そういった窓口以外での業務があるときに、そういう手数料はかかるんですよね。それは1件当たりどのくらいの費用がかかるんですか。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 コンビニ交付委託手数料は1件117円でございます。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 それは、例えば今減額が終わって平常に戻ってもその金額は同じ金額がかかるんですか、それとも高くなるんですか。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 同額でございます。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 コンビニとかにあるマルチコピー機とか、多機能端末を使ってコピーされるんですけども、そこにはデータは残らないんですか。普通コピーというのはコピー機の中にコピーするたびにデータが残って、ふだんは見れないんですけども、見ようと思えば見える機能になっているはずなんですけど、この辺は大丈夫なんですか。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 そちらのセキュリティーにつきましても、先ほど申し上げた J-L I S というところの証明書の交付センターのほうに直接つながり

まして、コピー機の中にはそういったものが残らないようなセキュリティとなっております。

委員長 よろしいですか。

幸丈委員。

幸丈委員 今回マイナンバーの活用、普及の拡大を図るためにやりますということなんですけど、これに関して窓口業務が多少なり減ることが期待されるかなと思っているんですけど、そういう期待というのは行政側としてはしていないんですか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 おっしゃるとおり、そういった期待もしております。

委員長 幸丈委員。

幸丈委員 やっぱり年々行政のやることって増えてきていると思うので、いかにやめるわけじゃないですけど、いかにそれを少なくしていくかが今後しっかりとした行政サービスをしていくことには必要かなと思っていまして、金額、もし2年ぐらいたってからまた上がると、また窓口の役場のほうへ来てやられる方が増えるとは思いますが、そこら辺もバランスを考えてもらって、その期間が終わってからそのままいくのか、ちょっと美浜町で補助してこの150円でいくのか、そこら辺の検討もしっかりしてもらいようにお願いします。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 ありがとうございます。しっかりとそこも検証して検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

委員長 梅津委員。

梅津委員 3年間の普及、啓発期間ということでやっていただけるんですけども、この後、運用管理ということで、今これが正式な軌道に乗れば佐田地区の出張所を、あれをなくすのか、そのままずっと窓口として置いておくのか、その辺はちょっと何か考えておられますか。

委員長 総務課長。

総務課長 今ほど佐田出張所の件でございますけれども、確かに御指摘のとおり、こういったサービスが増えますと窓口業務というのが減ってくるのではないかなというふうに思うものでございます。当面そういった状況を見極めながら、いずれそういった段階で配置とか、地

域住民の方の御意見等もお聞きせなあかんと思いますけど、そういう判断の時期が来るのではないかなとは思っております。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかに質疑がないようですので、これで議案第84号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員 これも2ページの条例要綱なんですけども、この条例改正というのは公職選挙法自体が変わりまして、選挙運動用費用の公費負担が引き上がったということによる要因だと思うんですけども、法律そのものは何を理由にあげたんでしょうか、分かりますかね。

委員長 総務課長。

総務課長 通常ですと参議院選挙の前に、3年に1回見直しはされると聞いてございます。今回につきましては、昨今の物価の高騰、そういったことが理由ということで改正理由とはそういった国からの通知でなっております。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかに質疑がないようですので、これで議案第85号についての質疑を終わります。

次に、議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員 一般職のほうなんですけども、今回0.10月引き上がるのかな、引き上がって、年間の支給が、勤勉手当が2.00月になるんです

けども、勤勉手当と別に期末手当があると思うんですが、それを合計したら年間の支給はどれくらいの月になるのでしょうか。

委員 長

総務課長。

総務課長

期末手当でございますけども、現行今6月が1.2月、12月も1.2月でございますので、勤勉を合わせますと4.4月になります。

委員 長

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。

藤本委員。

藤本委員

人勸の関係で一般職の給与も上がるということなんですけども、今までかなり引き下げてきとってやっと上向きになってきたのかなと思っています。それで、給与というのはやる気に直接結びつくことだと思っていますので、大変大切なことだと思っています。国家公務員と比べてラスパイというのはどのくらいなんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

令和3年度の実績でございますけれども、美浜町ラスパイは93でございます。他の県内の平均でスト92.6、町でいきますと92.6なんです。若干ちょっと令和3年度は高いという状況になってございます。

委員 長

藤本委員。

藤本委員

今お聞きしました93、やはりまだ国家公務員から比べれば低いということなんですけども、地方自治体だけではどうにもならない部分もあるかと思っておりますけども、これだけの社会情勢の中で、しっかりこれ以上のことを維持できるように、方法は分かりませんが、やっていただきたいなと思っています。何回も言いますが、確かに給与というのはやる気に直結する部分でありますので、しっかりと若手職員の養成も含めて取り組んでいただきたいと思っています。以上です。

委員 長

副委員長。

副委員長

2番の(2)の一般職の任期付職員の採用の中で、特定任期付職員って美浜町におるんですか、ちょっと教えてください。

委員 長

総務課長。

総務課長

この特定任期付職員といいますと、高度な専門的な知識、また経験、優れた職員になってございますので、例えば想定していますの

は、弁護士であるとか、公認の会計士、そういった方が該当するということですので、現在町のほうではそういった職員を採用しておりません。

委員長 よろしいですか。

梅津委員。

梅津委員 要望でございますが、先般説明で地方格差が民間と0.23%の差があるというふうに聞きました。この0.23%を民間に近づける方向で努力をお願いしたいという要望だけしておきます。

委員長 総務課長。

総務課長 今回の人事院勧告、民間との給与格差が0.23%ということで、それを踏まえて今回給与改正してございますので、その格差は解消されたのかなというふうに思っています。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

竹仲委員。

竹仲委員 要綱の2番の改正の内容の(1)のところに書いてある内容ですけども、初任給については大卒が3,600円、高卒については4,000円の引上げと書いてありますよね。これって率なんですか、額で上がっているんですよね、これ。要するに、ですよ。普通率でいったら大卒のほうが物すごい幅が広いような気がするんですけど、これは大学の初任給はそないに上がらなくて、高卒がどんと上げているという、その辺の意味があるんですか、意味というか、なぜそうなったかという理由があれば教えていただきたい。

委員長 総務課長。

総務課長 今回の0.23の格差につきましては、その上にも書いてございますが、初任給と若年齢の昇給を上げようということが趣旨でございますが、その中で大卒ですが、3,600円ということで、現行17万1,700円を17万5,300円とさせていただいております。高卒につきましても15万600円を15万4,600円ということで、額的には3,600円とちょっと若干ありますけども、そういった形で国の給与を見て改定をさせていただいているところでございます。

委員長 竹仲委員。

竹仲委員

一般的な考え方をして、例えば3%上げるんやったら両方3%、3%とかあるんやけど、高卒の額が余りにも初任給が低過ぎるということでこれだけの反転しとるんですか、それとも国の指示に対しての説明が少し足りないような気がするんですけども、普通額の多いほうに上げていくんやったら、大卒がもう5,000円ぐらい上がってもいいんじゃないかなという気もせんでもないんやけど、その辺の上げる上げ幅に少しだけ疑問を感じるんですが、皆さんはどうですかね、僕だけかな。

委員長

総務課長。

総務課長

御指摘のとおり、今高卒が非常に低いということで、そういった面で引き上げられたのかなと思います。今回、0.23という格差がございますけども、平均ならしますと0.3%と言われております。ですので、級の階層によっては0.3以下のところもあれば上のところもあるのではないかなと。ならしますと0.3ということで、その辺で多少階級によっては率が違う部分も出てくるのかなというふうに思っております。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

ちなみに大卒やと高卒に比べて4年後から入るのは間違いないんですけど、例えば25歳は25歳、30歳は30歳のときの同年齢になったときの高卒、大卒の金額の差というのはやはりまだ高卒のほうが高いんでしょう。どこで逆転するんですか。だから、その辺をもう少し縮めなあかんと考えているのか、やっぱり早めに就職したので高卒が年齢に達しても高いのは当然なのか、その辺の考えを、これをまた上げると到達するのが遅くなるような気がするんやけども、それはそれでいいと考えているのか、その辺を教えてください。

委員長

総務課長。

総務課長

今の御指摘ですけど、条例の後ろにつけています新旧対照表がございます、22ページをご覧くださいませでしょうか。

新旧対照表、一般職の給与の新旧対照表がついているかと思えます。これで説明させていただきますと、1級ってありますね、左のほうが改正案で、新でございますけども、今高卒ですと、1の5でございます、15万4,600円、今回なりますよということでご

ございますし、大卒ですと、今4年生を出てこられますと1の21、17万5,300円、ここに初任給がはりつけをされます。これが10年たちますと隣の2級のほうに渡ります。また、大卒ですと6年で隣の級に渡るとなっておりますので、年が後々一緒になった、大卒、高卒であっても給料は変わらないということでございますので、変わらないというか、差はございませんので、一緒になれば一緒でございます。同級生が、4年後同級生が入ってくれば一緒でございます、渡り方が違うということはございますので。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

それで、今回の初任給が僅かですが400円変わることによって、それが追いつくというか、一緒になるのか、遅くなるということはないんやね。分かりました。

委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ほかにないようでございますので、これで議案第86号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

質疑がないようですので、これで議案第87号についての質疑を終わります。

次に、議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について質疑はございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ないようですので、これで議案第88号についての質疑を終わります。

次に、議案第89号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

本議案について質疑はございますか。

幸丈委員。

幸丈委員

一般的に想定されている問題について、美浜町はどうするのかをちょっと聞きたいんですけど、辞める人が少なくなるということが想定されるので、職員の定数を変えない限り、新規雇用者の数が減るんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどのように考えられていますか。

委員 長

総務課長。

総務課長

職員の定数でございますけども、今条例で規定されていますのが250人でございます。実際に今、職員、一般行政職、また、企業会計の職員を合わせますと186名でございますので、その辺で条例上は問題ないのかなと思っております。

委員 長

幸丈委員。

幸丈委員

もし新規雇用者はこの条例ができる前の人数に比べると減るのか、そのままなのか、どちらですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

新規採用者につきましては、当然定年延長を踏まえた採用計画が必要かなと思いますが、極端に採用を制限するとか、抑制するとか、そういったことをしますと、組織としては持続性のことを考えますと、成り立たない部分もございますので、その辺は全体の状況を把握しながら、状況を検討しながら対応はしっかりと進めていきたいなというふうに考えております。

委員 長

幸丈委員。

幸丈委員

もし減らした場合でも二、三十年は恐らく問題は発生しなくて、今度新規に入ってくる子らが管理職になったぐらいの年代のときに問題が出てくる可能性があるので、そこら辺も長期的に見て、そこら辺の検討をしっかりとお願いします。

あと、前の説明で、例えば課長職の人が降任するとなると、課長補佐とかというような職になるということによろしいですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

管理職、いわゆる今課長級と参事級辺りを考えてございますけども、こういった方については4級の補佐級に降任いただくということを考えてございます。

委員 長

幸丈委員。

幸丈委員 それは降任した場合でも一応ライン的な課長補佐という位置づけになるんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 降任された後の職につきましては、当然その方の適材適所を踏まえて人事配置させていただきますけれども、今考えていますのは、人材育成の職であったりとか、また出先のそういった長ですね、今そういった職があります、そういったところに配置していただいて、施設の管理、監督とかをしていただくと、そういう長も検討する必要があるのかなというふうに考えてございます。

委員長 幸丈委員。

幸丈委員 今の回答をもらって少し安心したんですけど、一応ラインの課長補佐で残ると、若い世代がその管理職の定数が変わらない限り、昇進スピードが遅くなるというのが考えられますので、それでモチベーションが下がるとか、そういうふうなことが起きる可能性もあるので、そこら辺もしっかり検討のほうをよろしくお願いします。

委員長 河本委員。

河本委員 定年年齢を引き上げることによって、先ほど幸丈委員からも言われていましたけども、課長をやっていた人が補佐級に降格して給料も下がって、一定の形で現場に残るといことなんですけども、今まで役場の課長級でトップにいた方が残られて、今度繰り上がって課長になった人が、上司だった人が部下になるわけですよ、補佐級で、経験上はいいかもしれないけど、職場としては物すごくやりにくい状況が生まれてしまうんじゃないかなと思って、この定年年齢を引き上げるんだから、やっぱり地位というものもそのまま引き継いで、仕事ができるような環境のほうがかうまくいくんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考えってどうですか。

委員長 総務課長。

総務課長 今回の定年延長につきましては、国家公務員のそういった制度改正がございまして、それに準じての改正ということで、今河本委員がおっしゃったようなことも私どもも心配をしております。そうならないうちに若手のそういった仕事の意識を高めるとか、管理職が下がった場合にモチベーション維持であるとか、そういったことも今後どうするかということを検討していく必要があると思いますし、

そのために前回の説明でもさせていただきましたが、若い段階からそういった、今の働き方を踏まえた研修もさせていただきながら意識改革も必要かなと感じております。そういったことをする中で、働きやすい職場環境というのをつくっていきたいと考えてございます。

委員長 河本委員。

河本委員 例えば特別な事情があっても60歳を超えても課長でいつづけなければいけないというような事情があった場合はこれはできるんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 改正要綱ですね。改正要綱の②の2つ目の丸ですか。そういった規定で特例で管理職として設けることができます。ただ、非常に特殊なケースかなと思います。

委員長 河本委員。

河本委員 そういった特殊な場合が生じた場合の給料とか、地位の保障というのはどういうふうになるんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 給料につきましては、減削されず維持されますし、任期については3年となつてございます。それ以上の延長はないということで、3年まで延長して雇用できるとなつてございます。

委員長 副委員長。

副委員長 今の続きですけど、特殊な場合ってよく意味が分からんのですが、特殊の場合で課長がそのまま残るといふような事態がありますか。

委員長 総務課長。

総務課長 私が想定していますのは、例えば以前国体のイベントがございましたけども、そういった形で、コロナの関係でオリンピックが延びたのと一緒で、突発的にそういうイベントごとが、計画しておいたプロジェクトが延びたとか、その人のポジションがないと業務が継続できないとか、そういった場合かなと思っております。

あと、国で言うと、研究員の職員であるとか、そんな所長ですかね、そんなことも想定しているみたいですが、私たち自治体のほうでそういった、今現在そういう職があるかという微妙でございまして、今後どうなるか分かりませんので、そういう特例の規定

を今回設けさせていただいたということでございます。特に、こういう例があってというのはなかなかちょっと御説明が難しいんですけど、そういった状況でございます。

委員長

よろしいですか。

藤本委員。

藤本委員

令和13年度まで段階的に引き上げるということなんですけども、今の職員構成の中で、この期間に該当する方は何名いらっしゃるんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

ちょうど私どもの年齢がそれにまず第1号で該当する年齢なんですけど、令和6年度で12名、とりあえず60歳まで定年延長で12人います。その後段階的に引き上げていきますので、2名から10名ほど、令和12年度ではなります。それ以降、令和13年度に完全65歳になりますので、その時点で20人、そこから多いところで、多いときで35人までいくような形でございます。ただ、それは退職もせずにフルタイムで働くという想定でございます。全国の調査によりますと、60歳以降フルタイムで働きたいという意向は6割ほどしか今現状ないということも聞いてございます。果たしてそういった今20人、30人がそのまま残るかということ、ちょっと何とも言えないんですが、そういう形で残るとするとそういう数字になるということでございます。

委員長

藤本委員。

藤本委員

分かりました。かなりの職員の方がいらっしゃるなということが実感です。

ただ、今の状況を見ていますと、中間層とか、若手の途中退職がかなり多いんじゃないかなというような気がしていますし、一番ちょっと危惧するところなんですけども、その辺のところを含めて、言い方は悪いですけど、頭でっかちの下が薄いというような形になってしまうと、またまた職員の年齢構成がちょっと先ほどの意見もありましたけども、発生するんじゃないかなと思います。その辺はいかがですか。

委員長

総務課長。

総務課長

確かに最近途中退職も増えてございます。特に、保育士あたりで

すと40代の職員さんが本当に少ないということで、本当に若い段階で園長さんをせなあかんという時もあるのではないかなということで、そういうときになりますとかえってこの定年延長になりますと、そういったOBの、定年延長された方が若い園長さんをサポートするという役割もしっかりできるんかなと思いますので、そういう面ではいいと思いますし、採用のほうも計画的に頭でっかちにならないような形で、先ほど幸丈委員からもありましたが、計画的に進めていきたいなというふうに思っております。

委員長
藤本委員

藤本委員。

ぜひ各職場、職場が機能しやすいような人事構成をやっていたかないと、またそれが原因で途中退職とかいうのが発生しますと、これまた大変なことになりますので、今総務課長のほうから保育士さんの話が出ていましたけども、全国でいろんな問題も発生してきていますので、やはり人材不足とか、いろいろあるのかなと思っています。それで、少子化の面で子供たちが少なくなっているのは事実ですけども、やはり将来展望を見据えた職員の人事採用というんですか、それが必要かなと思います。

ただ、今の職員の採用状況を見ていますと、どうしても昔と違って応募する方が少なくなってきた。特に技能職に関しましてはほとんど応募がないような状況じゃないかなというふうに思うんですけど、職員の事務職と技能職との関係ですね、少ないところを養成するなりしていかないと、これから専門的な知識が必ず必要になってくると思いますのでよろしくお願いします。その点についてどういうふうにお考えでしょうか。

委員長
総務課長

総務課長。

職員の採用でございますけども、今御指摘のとおり、募集をしてもなかなか応募がないというような状況でございます。全くないわけではないんですが、非常に昔と比べて、私どもが役場に入った時分には40人、50人と応募があったかなと思うんですけど、今そういった状況ではございません。非常に定員に対しての倍率というんですか、1.5倍か2倍ぐらいの程度のものでございますので、非常に応募が少ないのかなと感じております。

あと技術職についても、なかなか今人材不足でございますので、民

間のほうに、給与の高い民間のほうに流れているのかなという状況も感じております。保育士についても、昔は保育士は女性の方の憧れの職業でございましたけども、非常にこれも最近そういう職に就かれる、希望される方が少ないということで、非常にそういう面では人員の確保は非常に厳しい状況になってございます。

ちなみに、保育士については、今年から保育士のキャリアインターンですか、そういった取組もやっていますし、保育士、園長自ら各学校のほうへ出向いて、そういう募集活動をやっておりますので、そういった取組をやりながら人員の確保に努めていきたいなというふうに考えてございます。

委員 長
藤本委員

藤本委員。

分かりました。

それと、やっぱり住民サービスの基は職員、人だと思っんです。いろんなもの、形、住民サービスはあるかもしれませんが、その辺のところを率先して模範となるような職員像であってほしいと思います。これはお願いです。

以上です。

委員 長
竹仲委員

竹仲委員。

要綱のほうの大きい2番の④の関係なんですけど、ここに書いてあるのは当分の間、職員が60歳に達する日の前年度にいろいろ意向を聞くと書いてあるんですけども、書いてありますね、この考え方は一応60歳の定年は定年なんですか。要するに、退職金はここで頂けるという話なの、それとも、定年延長やから61歳か、62歳までは退職金を頂けないとか、そういう話になつとるんですか。

委員 長
総務課長

総務課長。

退職金につきましては、定年延長になりますと、その延長になった後に支給となってございます。

委員 長
竹仲委員

竹仲委員。

この④の関係は意向を聞くということやから、60歳で辞めてもいいけどもということ、それは早期退職になるの、定年になるんですか。

委員 長
総務課長

総務課長。

60歳に達する、私ですと、来年6月に60歳になります。通常

ですと、令和5年度で退職なんですけど、今回の改正で、令和6年度は60歳まで勤めることができるんですが、いろいろな事情で辞めたいということで辞めることはできます。また、継続して短時間で雇用という形でも61歳までですか、それか、暫定再任用といたしますけども、65歳まで本人の希望、またそういった職が現場にないとおきませんけども、勤めることは可能でございます。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

前回欠席しておったので重複した質問があるかもしれませんが、申し訳ありません。

その次の(2)の①の関係なんですけども、給料は7割を水準とすると書いてあるんですけども、先ほど課長補佐級を考えていると、課長級の場合は。課長補佐級というのは管理職なんですか、管理職手当はあるんですか、ないんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

管理職手当ですか、課長級、また参事級には管理職手当を支給してございます。今度は管理職ではございませんので、本給の7割水準ということでございます。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

そうなる、要するに本給というか、課長級でおったときの金額から手当がなくなる、なおかつ基本給から7割の水準になるということは、再任用の5割よりはいいんですけども、同じように継続して働くにしては余りにもぽんと下がるような気がするんですけども、もう少し緩和措置があってもいいのではないかと思うんですけども、普通の一般の会社の場合ですと、単純に再任用、60歳を過ぎると再任用なのでもう50%というのは分かるんですけども、延長になった場合はこんなにも下がる、要するに管理職じゃなくなるので手当はなくなるけど本給はそのままということが多いんですけども、これは何かの基準のもと、国からの指示ですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

7割水準につきましては国家公務員の給与法がそういったことで改められております。地方公務員については、国はそれに準じてくださいよという要請がございます。地方公務員の場合も給与を決定する場合には均衡の原則ってございまして、国家公務員とか、他市

町の公務員の給料やったり、民間の給料に準じなさいよという原則がございますので、今回そういった原則に基づいて7割の水準を維持したいということでございます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

最後の質問をします。

2番の改定の(1)の①の関係ですけれども、だんだんと移行していく、62、63、64、65と移行していくというふうになっているんですけども、現行では62歳になると、今働いていたら、要するに年金機構から幾らか入ってきますよね、7万円か、8万円か。それが入ることによって、実際の大きい給料をもらうと、それが削除されるとか、もらえなくなるという可能性が高いので、それはないんですか、公務員の場合は。なったらええんやけど、もしそういうことになって、3、4、5と延びてきたときに、そんなのもらえるのにそんな高いの要らん、辞めるわというのが出てこんかなという気がするんですけども、この辺の制度的な問題はどうなっているんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

年金につきましては、私らの年代になりますと、65歳しかもらえないということで思っておりますけど。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

65歳からですけれども、事前に頂けるんですね、今も。62歳になったらキハジマもらえるはずですよ。それは何も働かないとももらえるんだけど、就職した場合だと、もらえるはずですよ、今ももらっています。共済年金からももらえるはずですよ、62歳になった時点で、うそ。

委員長

副町長。

副町長

これは正確かどうかちょっと分からないので申し訳ないかもわかりませんが、確かそういった場合は、年金を出す側、機構側のほうで調整をして、通常でしたら8万円、9万円のところが5万円になると、金額の調整があるように私は聞いておりますので、確かそういう形で調整がされて、今委員が言われるような形で、その年金が減額されて、収入に合った形で支払われるような制度になっていたんじゃないかなというふうに思っております。

委員長
竹仲委員

竹仲委員。
ですから、年金が減額されるぐらいやったらもう継続しないで、違う、年間100万円なら100万円で、150万円なら、就職に変えていく意向に見えるから、65歳まで設定してあっても、2を過ぎた人は年金を引かれるぐらいやったらこの制度にいないというような気がするので、その辺の制度はどうもないかということをお聞いている。我々も民間にいたんですけど、民間の場合だと、65歳までやと28万円を超えた時点でもらえる年金が減額されていって、65歳で初めて47万円以上を超えた場合は減額される、それまではもらえるということになっただけですけども、そういった制度は多分あると思うので、62歳になって、要するに高額な報酬をもらったとした場合だと、減額されるとその相殺でそんなら働かなくていいということ、この制度があっても5までいかなような気がするんですけど、その辺はどのようになっているか、理解しているかどうかということをお聞きしたいだけなんです。

委員長
総務課長

総務課長。
ちょっとごめんなさい。今資料を持ち合わせていないんですけど年齢によって違う、生年月日によって違うかなと思いますが、昭和36年ですか、41年ですと64歳からみたいな形で、それ以降はないとかでございますので、ここ、私ども前後ぐらいがそういった措置を受けるという形になるのではないかなと。それ以降はないみたいなことはちょっと示されております。

委員長
副委員長

副委員長。
先ほど役場の行政の職員は定数でいくと250人ということを決めていましたけど、今百八十何人やと。実際に少子高齢化、人口が減ってきている中で、役場の人数は250人の定員というのはずっとそうなんですか。

委員長
総務課長

総務課長。
一般の行政職で申し上げますと今171人でございます。確か五、六年も前ですと180人を超えていましたので、今、中途退職もございまして減ってはおります。ただ、今171人は本当にぎりぎりの線かなと思っておりますので、それ以上下らないように確保はしていきたいなと思っております。171人、今現在。いろん

な企業会計といろいろ含めて250人でございますので、あとその250の中には選管の職員であるとか、おるんです、実際に選管の職員は兼務してございますので、兼務をせずに専属で入れた場合、最高で250人だということで、250人がベストの数字とちょっとその辺はそういう兼務の職員も含んでの数字でございますので、御理解をいただきたいなと思います。

委員長 副委員長。

副委員長 ちなみに、臨時職員を入れると250人は超えるね。

委員長 総務課長。

総務課長 今現在、200人を超えていますので、二百二、三十人いらっしゃいます。

委員長 ほかにございませんか。

藤本委員。

藤本委員 61歳から65歳までですね、1年契約的なものは何もないんですか。おのずと65歳まで定年になりますよということで、普通私ども経験者のことからいいますと、あとは1年契約でということになっている事業所もあるみたいなんですけど、その辺はどうなるんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 今回の定年延長は条例に基づいてそういった規定をさせていただきますので、63歳でもし延長になれば63歳まで契約なしということですか、63歳が定年ということで、特段個人から契約をいただくとか、誓約をいただくとか、そういったものではございません。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ないようですから、これで議案第89号についての質疑を終わります。

以上をもって付託されました議案の質疑を終了いたします。

第3回定例会から各委員会等の採決の前に議員間討議の場を設けることができると決定しております。本委員会に付託された6件の事案に関して討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ないようでございますので、それでは、ただいまから採決に入り

ます。

議案第 8 4 号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第 8 4 号は賛成多数をもって承認することに決しました。

次に、議案第 8 5 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第 8 5 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第 8 6 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成です。

よって、議案第 8 6 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第 8 7 号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第 87 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第 88 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第 88 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第 89 号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第 89 号は全員賛成をもって承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終わりました。

これで本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

副委員長

(挨拶)

(閉会宣言 午前 10 : 56)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 兼田 和雄